

3類型	農林水産物	通巻番号	2-26-004
地域資源名	ヤマブドウ	認定日	平成26年10月15日
地域	岩手県全域	所管省庁	農林水産省、経済産業省

事業名：ヤマブドウ樹液を活用した化粧品用原料の開発及び販売

会社名：株式会社佐幸本店

所在地：岩手県久慈市小久慈町2-2-15

連絡先：TEL:0194-53-3121

URL <http://www.kibudou.com>

事業概要(新たな活用の視点)

これまで培ってきたヤマブドウ栽培及び果汁製造ノウハウと、大学や地域研究機関と共に取組んできたヤマブドウの機能性研究成果を基に、春先の一定期間しか採取できず、現状では活用も全くされていないヤマブドウ樹液を用いて、天然保湿成分豊富な化粧品原料開発及び販売に取り組む。

売れる商品づくり(競争力、市場性、販路)

◆競争力

- ・消費者向け商品としてブドウ樹液から生産されたものがあるが、ヤマブドウ樹液を基材とした化粧品関連製品は存在しない。
- ・ブドウに比べヤマブドウは、ポリフェノール的一种であるプロシアニジン^①を4~5倍包含するという優位性があり、樹液を基本素材とし、ヤマブドウ果汁や既に開発したヤマブドウ果皮残渣抽出物(エビノール)も活用して「アメリジスト化粧品」(葡萄の色に着目した呼称)として開発することも可能な資源である。



ヤマブドウの果実

◆市場性

- ・ヤマブドウ樹液の機能性や天然性成分といった特性と、自社農園で42年におよび無農薬栽培を実施していること、年に春先の2週間のみ樹液採取等の強みを活かしたPRを実施することで、化粧品関連製造業、健康・美容関連事業者からは高評価を得ており、事業展開の可能性は大きい。



自社農園

◆販路

- ・当社のヤマブドウ無農薬栽培の取組姿勢や方針などを理解し、本事業の進め方や方向性を共有できる事業者と連携する方針。
- ・製薬会社や中小の化粧品製造事業者、健康・美容関連事業者からの引き合いもあり、当面はこうした事業者へのアプローチとクロージングを中心に取組む。

地域資源における関係事業者との連携

- ・ヤマブドウ樹液の機能性評価、安全性試験など学術的内容については、岩手県工業技術センターとの連携ですすめる。
- ・事業化・商品化については、久慈地方ヤマブドウ振興協議会などの取組と合わせて、ヤマブドウによる地域産業振興のひとつの取組として展開していく方針。ヤマブドウ樹液に付加価値を付与することにより、雇用や事業拡大だけでなく、栽培面積の増加による地域活性効果も期待できる。



ヤマブドウの樹液